

新潟市告示第403号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市水族館入館料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年5月7日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 公益財団法人 新潟市海洋河川文化財団
所在地 新潟市中央区西船見町5932番地445
- 2 徴収事務を行わせる歳入
新潟市水族館入館料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日
令和6年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで